

29 総第 1091 号
平成 29 年 5 月 29 日

亀岡市議会議長
湊 泰 孝 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

記

- 報告第 1 号 亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 2 号 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 4 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について